

豊川市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくり、住みよい地域社会を推進し、住民の安全確保を図るため、防犯カメラを設置する連区・町内会及びその他市長が認める団体（以下「町内会等」という。）に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 街頭犯罪、侵入盗等を抑止することを目的として、主に道路、広場、公園等を中心に映すため屋外に固定して設置される映像撮影装置であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもののことをいう。
 - ア 撮影した画像が最低2週間程度は記録することが可能であること。
 - イ 夜間撮影が可能であること。
 - ウ 防滴又は防雨の機能を有すること。
 - エ 特定の者の利益のために設置するものでないこと。
- (2) 新設 新たに防犯カメラを設置することをいう。
- (3) 更新 防犯カメラを老朽化等により取り替えることをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、防犯カメラの新設又は更新に係る事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる者は、防犯カメラを設置する町内会等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当しているものとする。
 - (1) 豊川市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成27年4月1日制定）に沿った防犯カメラの設置・運用要綱を策定していること。
 - (2) 防犯カメラの撮影範囲内に居住し、又は建物を所有する者から、防犯カメラの設置について同意を得ていること。
 - (3) 防犯カメラの設置場所について、所有権、賃借権等の設置に係る権原を有していること。
- 3 更新は防犯カメラ本体の設置後5年以上経過したものを対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は防犯カメラ

(防犯カメラで撮影された画像を記録するために必要な機器並びに町内会等の名称と防犯カメラが設置されている旨を記載し、及び「豊川市」と表記した表示板を含む。以下次条において同じ。)の購入、設置工事等に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の8を乗じて得た額(その額に1,000未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、防犯カメラ1台当たりの補助対象経費に係る補助金の額は40万円を上限とし、補助金の合計額は100万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、豊川市防犯カメラ設置費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会又は役員会の会議録・予算書等の写し
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 団体が定めた防犯カメラの設置・運用要領
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び操作責任者の指定に関する書類
- (7) 防犯カメラの設置等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、同一年度内において1回を限度とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の決定には、次に掲げる趣旨の条件を付すものとする。

- (1) 第4条の表示板を、防犯カメラの撮影範囲内の見やすい場所に設置すること。
- (2) 第4条の防犯カメラ及び前号に規定する表示板は、市長がやむを得ないと認めた場合を除き、設置後5年間は撤去し、又は移設しないこと。
- (3) 防犯カメラで撮影した画像は、次のアからエまでのいずれかに該当する

と認める場合を除き、街頭犯罪、侵入盗等を抑止するとの目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しないこと。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

ウ 法令等に基づく手続により照会等を受けたとき。

エ 捜査機関等からの犯罪、事故等の捜査のため閲覧を求められた場合であって、捜査に協力する必要があると認められるとき。

(4) 前号のアからエまでのいずれかに該当し、防犯カメラで撮影された画像を第三者に提供し、又は閲覧させたときは、提供し、又は閲覧させた日付、理由、当該第三者の氏名又は名称、当該画像の内容等を記録し、保管すること。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定するもののほか、第1項の規定による決定に条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに豊川市防犯カメラ設置費補助金事業計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を変更したときは、豊川市防犯カメラ設置費補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、豊川市防犯カメラ設置費補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長にしなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、豊川市防犯カメラ設置費補助金事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラの設置等に係る内訳のわかる請求書及び領収書の写し

(2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真

(3) 設置した防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その報告を審査し、
適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市防犯カメラ設置費
補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の確定通知書を受けた補助金交付決定者が補助金の交付を受け
ようとするときは、豊川市防犯カメラ設置費補助金請求書(様式第8号)を
市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった
日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき
は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受
けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市防犯
カメラ設置費補助金取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知する
ものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、
市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市防犯カメラ設置費補助金交付要綱
の規定に基づいて作成されている豊川市防犯カメラ設置費補助金交付申請書
その他の用紙は、改正後の豊川市防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定に
関わらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。